

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 静岡県厚生農業協同組合連合会（以下厚生連という。）が開設する「JA静岡厚生連 中伊豆温泉病院」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、要介護者等が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

2 事業所は、市町村からの委託を受けて要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 JA静岡厚生連 中伊豆温泉病院
- (2) 所在地 伊豆市下白岩75

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の一切の管理及び介護支援専門員として居宅サービス計画を作成するとともに、事業者等との連絡調整、介護保険施設等の紹介等を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者等との連絡調整、介護保険施設等の紹介等を行う。
- (3) 利用者の数の動向に応じ、介護支援専門員の増員・減員を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、厚生連就業規則に定めるものとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日（国民の祝日、12月30日～1月3日、開院記念日、第2・第4・第5土曜日、その他理事長の定めた日を除く）
- (2) 営業時間
8時30分～17時、ただし土曜日は12時30分までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業者等との連絡調整、介護保険施設等の紹介
- (3) 要介護認定申請の代行

(4) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・実施地域の境界から片道10キロメートル未満の場合 500円
 - ・以降10キロメートル毎 500円を加算
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伊豆市（土肥地区を除く）、伊豆の国市大仁地区（田中山・浮橋・長者ヶ原・田原野地区を除く）の区域とする。

(人権擁護及び虐待防止等)

第8条 利用者の人権擁護及び虐待防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの必要な措置を講ずる。

(業務継続に向けた取組)

第9条 感染症や災害が発生した場合についても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように計画等の策定、研修や訓練を実施する。

(感染症対策の強化)

第10条 感染症の予防及び蔓延防止のため、委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練等を実施する。

(ハラスメント対策)

第11条 事業所は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、職場におけるハラスメントの防止のための事業者の責務を踏まえ、適切なハラスメントの対策の措置を講ずる。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は厚生連と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、	平成11年 10月 1日	より施行する。
	平成13年 5月 1日	改定施行
	平成17年 9月 1日	改定施行

平成19年	4月	1日	改定施行
平成24年	7月	1日	改定施行
平成25年	4月	1日	改定施行
令和元年	6月	17日	改定施行
令和4年	8月	1日	改定施行
令和5年	12月	1日	改定施行
令和6年	4月	1日	改定施行